

東京学芸大学附属図書館におけるインターネット上で公開するデジタルデータ等の複写等利用要項の一部改正について

改正理由：東京学芸大学教育コンテンツアーカイブの二次利用条件の緩和に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (利用条件) 第4条 第2条第3号から第7号に掲げる利用にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。 (1) 掲載又は収録等をする場合は、附属図書館所蔵の旨を明記する<u>よう努める</u>こと。 (2) デジタルデータを改変した場合は、その旨を明記する<u>よう努める</u>こと。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年1月19日から施行する。</u>	〔省略〕 (利用条件) 第4条 第2条第3号から第7号に掲げる利用にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。 (1) 掲載又は収録等をする場合は、附属図書館所蔵の旨を明記すること。 (2) デジタルデータを改変した場合は、その旨を明記すること。 〔省略〕